

## 化学物質等の管理のあり方に関する労安法等の改正について

### 改正の要点(抜粋)

#### 1 改正政令関係

(1) 労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大(令第9条の3関係)

・注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備の範囲について、危険有害性を有する化学物質である法第57条の2の通知対象物を製造し、又は取り扱う設備に対象を拡大したこと。

(2) 職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大(令第19条関係)

・化学物質を取り扱う業種を追加するため、「食料品製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の2業種を追加したこと。今般の改正により、全ての食料品製造業が職長等に対する安全衛生教育の対象となること。

(3) 名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加(令別表第9関係)

・化学物質等の名称等の表示(ラベル表示)、化学物質等の名称等の通知(安全データシート(SDS)の交付)及び化学物質等の危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメントの実施等)を行わなければならない化学物質等として、令別表第9に234物質を追加したこと。

\* 施行期日(改正政令附則第1項関係)

- ・(1)(2) : 令和5年4月1日
- ・(3) : 令和6年4月1日